

○厚生労働省令第二十七号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十条第二項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。）の数が五百以上であるものに限る。）及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（領収証等の交付）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の四第一項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を、「第五条第二項」の下に「又は第三項第二号」を加える。

第六条中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第十一条第二項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第二十四条の表第五条第二項の項を次のように改める。

第五条第二項	第八十五条第二項又は第百十条第三項	第百四十九条において準用する法第八十五条第二項又は第百十条第三項	第六十一条第二項又は第七十六条第三項
--------	-------------------	----------------------------------	--------------------

<p>第八十五条の二第二項 又は第一百十条第三項</p>	<p>第四百四十九条において準 用する法第八十五条の二 第二項又は第一百十条第三 項</p>	<p>第六十二条第二項又は第七十六 条第三項</p>
<p>法第六十三条第二項第 三号</p>	<p>法第四百四十九条において 準用する法第六十三条第 二項第三号</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第 七十号）第六十三条第二項第三 号</p>
<p>同項第四号</p>	<p>法第四百四十九条において 準用する法第六十三条第 二項第四号</p>	<p>健康保険法第六十三条第二項第 四号</p>
<p>同項第五号</p>	<p>法第四百四十九条において 準用する法第六十三条第 二項第五号</p>	<p>健康保険法第六十三条第二項第 五号</p>

	第八十六条第二項又は 第一百十条第三項	第六十三条第二項又は第七十六 条第三項
	用する法第八十六条第二 項又は第一百十条第三項	

第二十四条の表第六条の項第二欄中「法第二百二条」を「第二百二条第一項」に改め、同項第四欄中「同条第二項」を「第七十四条第一項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保険者番号					
公費負担医療の受給者番号						被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					

患者	氏名						保険医療機関の所在地及び名称					
	生年月日	明大昭平	年	月	日	男・女	電話番号					
	区分	被保険者	被扶養者			保険医氏名 (印)						
		都道府県番号			点数表番号		医療機関コード					

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	----------	-----------	----------	--

処方	変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
	備考	<p>保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)</p> <p>保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応 (特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供</p>

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号				
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)		公費負担医療の受給者番号			

- 備考
- 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 - この用紙は、日本工業規格 A 列 5 番を標準とすること。
 - 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正)

第二条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(領収証等の交付)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療(厚生労働大臣の定めるものに限る。)を担当した場合(第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。

。)において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第七条中「詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときは」を「次の各号の

一に該当する場合には」に改め、同条に次の二号を加える。

一 正当な理由がなく、療養に関する指揮に従わないとき。

二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

第十一条の表第四条第二項の項を次のように改める。

第四条第二項		
同項第五号	同項第四号	法第六十三条第二項 第三号
法第四百九条において 準用する法第六十三条第 二項第五号	法第四百九条において 準用する法第六十三条第 二項第四号	法第四百九条において 準用する法第六十三条第 二項第三号
健康保険法第六十三条第二項第五 号	健康保険法第六十三条第二項第四 号	健康保険法（大正十一年法律第七 十号）第六十三条第二項第三号

附 則

	第八十六条第二項又は第一百十条第三項	
	第四百九十九条において準用する法第八十六条第二項又は第一百十条第三項	第六十三条第二項又は第七十六条第三項

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）

）第五条第三項に規定する保険医療機関において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、平成二十八年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第三条 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第四条の二の二第一項に規定する保険薬

局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を交付することを要しない。

2 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第二項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。